

# 研・学9条の会ニュース No. 76

2022年4月発行

〒300-2667 つくば市中別府 591-7

電話/Fax 029-847-3884

(<http://peace.arrow.jp/tsc>)

2月24日、ロシアは、一方的にウクライナに侵攻した。これは、国連憲章を踏みにじる侵略行為である。この侵略に対して、研・学9条の会・世話人は3月9日に抗議の声明を出した。世話人は、「抗議声明」を3月15日にロシア大使館に郵送し、その上、ウクライナ大使館にも「戦争で多数の市民が犠牲になっており、戦争が長期化すれば、さらに犠牲者がでることを憂慮しています。」という手紙を添えて、同じ声明を送付した。他方で、高エネ研のKEK 9条の会も声明を出しており、それも合わせて紹介する。

## 《声明》ロシアのウクライナ侵略を抗議する

2022年3月9日 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

ロシアがウクライナに侵攻してから13日間が経過した。ウクライナの都市では、ロシア軍の攻撃によって、多くの建物が破壊され、多数の市民が犠牲になっている。市民生活に欠かすことができない電気、ガス、水道などのインフラが破壊され、ウクライナ国内は、危機的な状況にある。ウクライナから多くの人々が国外に脱出しており、既に、200万人以上の避難民が生まれている。

この軍事侵攻は、ロシア側にいかなる理由があろうとも、国連が「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」を国連憲章で加盟国に義務付けていることから、明らかに国連憲章違反である。さらに、プーチン大統領は、核戦力「特別態勢」の命令を発して、核兵器の使用を示唆していることは「核兵器を使用しない」とした、ロシアも参加した核保有5か国の共同声明(今年1月)を反故にしており、国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアが行うべきでない恥ずべき行為である。

国連では3月2日に「ウクライナ情勢に関する国連総会緊急特別会合」を開催し、ロシアのウクライナ侵略を非難する決議を加盟国の7割以上の国の賛成で採択した。これには、「国連憲章を守れ」「ロシア軍の無条件即時撤退」「ロシアの核兵器威嚇を非難」が書かれており、採択後、国連事務総長は「対話と外交の扉を今すぐ開け」とロシアに訴えた。

私たちは、つくば市に憲法9条を守る目的で結成された「筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会」である。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という日本国憲法第9条の立場からロシアのウクライナ侵略を非難する。また、唯一の被爆国の国民として、核兵器の先制使用を示唆したプーチンロシア大統領の暴言を非難する。

私たちは、国内外の科学界や平和運動と連帯してロシアによるウクライナへの侵略を強く非難するとともに、ロシアが軍事侵攻を直ちに停止し、部隊を撤退させ、ウクライナとの対話をすることを求める。

## ロシアによるウクライナ侵略に対する抗議と声明

2022年3月2日 KEK九条の会

2月24日、プーチン政権はウクライナへロシア軍を侵攻させ、ミサイルなどによってウクライナ各地の軍事施設や首都キエフなどの都市へ破壊と殺傷を始めた。これは、ウクライナの領土の侵略であり、国連憲章、国際法を踏みにじる暴挙である。さらに、プーチン政権は、「核兵器の使用」を公言し、ウクライナ及びウクライナを支援する諸国を威嚇している。これは、今年1月の「我々は、核戦争に勝者はなく、決してその戦いはしてはならないことを確認する」としたロシアも参加した核保有5カ国共同声明を反故にする不誠実な行為である。

今回の事態は、武力による脅しや侵略が問題解決には至らないことを、如実に示している。私達は、日本国憲法第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」の立場の重要性を改めて認識した。さらに、唯一の被爆国として、たゆまず続けられている原水爆禁止運動の重要性も改めて認識した。

今回の戦争に対して、世界中の人々が、平和を求める声を上げている。その声は、多くの国の政府を動かし、明確な戦争反対を叫ばせ、ウクライナ支援とロシアへの経済制裁の包囲網が出来つつある。今や、世界を動かしているのは、人々の声である。例えば、ヨーロッパの諸国が、大きな犠牲が自身に跳ね返ることが予想できるにもかかわらず、SWIFTによる経済制裁に同意し、あれだけ嫌っていた難民を受け入れているように、平和を望む国際社会が、連帯して、ウクライナを支援し、ロシアを非難しているのである。

ロシア軍がウクライナ国内の原子力発電所を攻撃し占拠したことは、人類の生存を脅かす暴挙である。万一、原子炉が破壊されたら、放射能が漏洩して世界中に汚染が広がり大惨事になる危険がある。だからこそ、ジェネーブ条約の議定書で原発攻撃は核兵器と同じく危険であるという理由から「原子力発電所への攻撃」が禁止されているのである。

私達、KEK九条の会は、これらプーチン政権の暴挙を厳しく糾弾し、ただちに停戦し、ウクライナに侵攻したロシア軍を撤退させることを要求する。

私達は、平和を希求する世界の人々と連帯して、これからも、憲法九条を守り、核兵器の全面禁止を目指すたたかいを一層強めていくことを誓う。

### ロシアのウクライナ侵略と国際法

国際法の権威として知られている松井芳郎・名古屋大学名誉教授が3月8日の参議院予算委公聴会でウクライナ侵攻問題について公述人として発言しました。この発言の内容の要約は以下のホームページに載っています。

<http://chikyuzo.net/archives/117916>

松井氏は、国際法上の論点は、国連の緊急特別総会の非難決議が違反内容であると資料を示しました。国連の非難決議をぜひ確認してください。

国連は無力だという意見が世間にふりまかれています。国連総会の決議によって、ロシアのウクライナ侵攻が違法であると断定され、ロシアは世界から孤立を深めています。日本国憲法の「戦争の放棄」は国際法そのものです。（手島）

## ロシア軍のウクライナ国侵攻に思うこと——侵攻及び核抑止——

ウクライナと接する国境で演習を行っていたロシア軍 20 万が 2 月 24 日、北はベラルーシ国・東は国境・南はクリミア半島、三方からウクライナ国に侵攻した。心底驚いた。侵攻は多数の市民を殺傷し、住居、学校、病院、公共施設の破壊を進め、今尚続けている。ウクライナ軍と国民の抵抗に遭い早期終結の目論見が外れたようである。学生時代からウクライナをロシア国の一部と思いこんでいた。ロシアの行為が何によるか考えあぐねた。一方で、8 年前ウクライナ領クリミア半島が一方的にロシア国に併合されたことが頭をよぎる。“侵攻”と“核抑止”について述べる。

### 侵攻について

侵攻の理由についてプーチン大統領が“ウクライナ東部二州独立を承認する事”、及び“「北大西洋条約機構 NATO」軍事同盟に参加しない事”を当初から挙げていた。ロシア国の安全のためという。プーチン大統領はウクライナ国南東部二州が独立を宣し、(要請によって)「集団的自衛権」を行使したという。侵攻理由二件は、しかし、優れてウクライナ国の主権のうちに在る事で、ロシア国が意見を述べる事が出来るにしても、手出しできるところでない。集団的自衛権行使の立論は成り立っていない。そもそも軍事同盟に基づく集団的自衛権の適用には慎重さと配慮が必要である。国連憲章第 51 条には行使した場合安保理事会に速やかに報告する義務を課している。国際輿論はこぞってロシア軍の即時戦闘停止・撤退を要求、国連総会が「人道」反する非難決議及び「即時停戦」を要求する二つの決議を採択した。KEK 九条の会が声明を発し抗議・糾弾した。筆者も声明に参加した。

ウクライナ国とロシア国の間で協議が行われ、ロシア軍が戦闘行為停止、そしてウクライナ国が NATO 加盟に代わる安全保障を確保することについて同意が立つ見込みというニュースが一時報ぜられたときには少し気が軽くなったが、その後度はずれに人道を踏み外したロシア軍の行為が伝えられ暗然とする。話し合いの最中もロシア軍の攻撃が続き、むし

ろ一層激しくなった。話し合いの間ぐらい攻撃を止めないかと思う。奇妙で、人間性がみられない。

それにしても一体話し合いの基盤をどこ(どの時点)に置いているのか、或いは置きうるのであろうか? 気懸りになる。この 1 世紀間、実に多くの国際問題が生起、紛争・戦争が続いた。ロシア侵攻に関連して、思いだすままに遡る。①侵攻前とクリミア併合(2014 年)、②ソ連邦崩壊と独立国家共同体 CIS 誕生(1991 年)、③ナチズム崩壊と植民地主義終焉・国際連合誕生・後に冷戦発生を見た第二次世界大戦終結(1945 年)、④ロマノフ王朝・農奴制崩壊・民族自決・ロシア社会主義革命が実現した第一次世界大戦終結(1918 年)に分けて考え得るか。①は兎も角、②の時期に立戻って話し合うのが自然であると考えられるが、冷戦を潜り北大西洋条約機構 NATO とワルシャワ機構 WPO 軍事同盟の確執を直接被って来た東欧諸国情勢は複雑で単純ではない。非スターリン化に始まり独立主権国家 CIS 誕生前後とその後は東欧諸国にとって民族的且つ民主化要求が軒並みに弾圧され(ハンガリー動乱、「プラハの春」・チェコ事件(1999)、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国は解体等々)、結局多くの東欧諸国がソ連圏を離れ欧州連合 EU に加わり NATO 軍事同盟に参加して現在に至る。国際連合創設が成った③の時期が当を得ると考えた。国際政治の規範として民主主義が定着した。④を基盤とするにはせつかく産声を上げた社会主義社会を理想とする国家の相次ぐ誕生を見ながらも、国際間の荒波にもまれ成長を遂げる事が難しく、未だ評価を待つところであって難しい。プーチン大統領は、領土問題にかかわって、ロマノフ王朝時代に遡りたいというのではあるまい。

極東にある我々がどの様に見るか? 勿論、見かたは様々であるが第二次大戦前資本主義勃興期の“日本国家の命運をかけた”拡張主義は歴史的に断罪されている。大方が“新憲法”を獲得した第二次大戦後に自ずと回帰するであろう。そこで我々は個人の尊厳と基本的人権の大切さを学び、民主主義を体得してきた。国際連合に拠り、世界諸国民の正義に信頼し戦争を放棄した。ウクライナ・ロシア両国及び

両国民の賢明な判断を切に希う所以である。

## 核抑止について

侵攻に前後し、ロシア国プーチン大統領が“核大国の一つであると認識せよ”と脅し、“国家存亡の危機に際しては核を使用する”と公言した。核保有国として世界で“公認”されている国（五か国の一つ）が“脅し”を掛け世界を仰天させた。核抑止に関わった、取りも直さずそれは周知のように、それは米・ロの世界戦略底の底流に関わってきた事柄である。以下に触れてみたい。

米国が広島・長崎に原爆を投下し、次いで米・ソが開発し、公開実験で示した“水爆”の並外れた威力はそれを究極の兵器とも目し、その管理の仕方（“使い方”）を協議の対象に置き、両国は世界戦略の基礎とした。原爆を国連下の国際管理を提案したが米国がそれを拒否したと記憶する。

“相互に手の内をよく知り合った究極の兵器を“均衡を保って”所有することに拠って（世界）大戦を防止することができる（核抑止）”と。この裏では、しかし、生き残りをかけ“使える”核兵器の開発を鋭意行って来た。これまでに“多国間条約”、“核不拡散条約（NPT、1970年発効）”、また“二国間条約”、“新核兵器削減条約（新START（2010年調印））”などで何とか凌いでいる。他方、これと並んで何とか核に制約を加える努力がなされた。「非核地帯」の設定が地域の安定を、またNPTに基づき「国際原子力機関（IAEA）」が核物質の利用を規制している。以下に核抑止論の隠れた本質を箇条書きにする註2）。

- 1). 戦略的・戦術的優位性を確保するには兵器開発が不可欠で、不断にすすめられねばならない。
- 2). 核兵器防護を当然計画するが、しかし防護は“必ず”新しい兵器で突破される。
- 3). 抑止と言え、破られることを想定して対処しなければならない。
- 4). 攻撃・迎撃・報復の連鎖の中で、関係指導者の責任として、犠牲を覚悟で生き残りを策さなければならない。
- 5). 生き残りをかけることは必然的に“先制攻撃”を生む。

核抑止論は、議論の当初から核大国が核の有効な利用をするうえで核開発を可能にするための“隠れ蓑”として利用され、抑止効果は論の上で破綻していたと考えられるべき論理に立脚している。プーチン大統領公言はそれを白日の下に晒し、本質を明かした。

プーチン大統領は更に「核攻撃のみならず通常兵器の攻撃に際しても核使用を躊躇わない」と公言した。バイデン大統領は選挙時の公約、「核兵器の唯一の目的は核抑止と核兵器攻撃に対する報復に限るべき、『唯一目的化、』」を翻し、終に核の役割について「通常兵器及び化学・生物兵器に対しても使用する」と核の役割縮小の断念を明らかにし、核の近代化に邁進すると報じたと伝える註3）。

国連総会が決議した「核兵器禁止条約（2017年7月7日採択、2021年1月22日発効）」は核兵器を「悪」と規定した。核兵器は廃絶されるほかに途を持たない。日本政府がこの条約に背を向けているのは日本国民の痛切な願いを無視して、犯罪的に思える。速やかに本条約に参加・批准しなければならない。

プーチン大統領の公言に、安倍元首相は即座に「（『核共有』の）議論をタブー視してはいけない」と応じた（2月27日）。“憲法改悪”に突進める好機とばかり便乗した。日本国が米国の核庇護の下に在る現状に於いて「非核三原則」（作らない、持たない、持ち込まない）を国是とする日本国にとって核共有を行うことの意味は、『原則』を破り、核を国内に貯蔵し、自衛隊がその維持・使用に関わることに他ならない。憲法の“平和条項”を廃止しなければできないことである。憲法改悪願望が透けて見える。橋下徹氏（日本維新の会創設者、顧問）が同調し旗を振り、維新の会が党を挙げ、また国民民主党代表が共に大合唱に参加した。高市自民政調会長は「非核三原則」の『持ち込まない』の議論が先に必要だと語る。

何の目的で誰が日本を攻撃するというのか。何のため日本に核が必要というのか。本当に核を使う積りか？ 東アジア諸国、中国の動向を懸念する国民の不安を煽りたて、それに応えるかの如く装う。問題はすべて米国が対象の事であって、日本国が対象と

考えるのは、“共通の価値観を護る”ため“集団的自衛権”によってアジア最前線を死守し、米国本土を護るということから生ずる問題に他ならない。欧州の例では使用は米の管理・協議の下あり、主体性が持てるわけでない。貯蔵・維持そして使用の際の義務が生じ、危険性と結果の責任すべて負うことになる。最前線の義務を負っていることに変わりはなく、核攻撃を真っ先に受ける危険を背負う。憲法改悪の機会到来とばかり旗振りを始めるが、狂気の沙汰である。核は悪である。国際的取り決め、「核兵器禁止条約」に参加・批准することが日本国憲法に従って指導者が国民を護り責任を果たすただ一つの途であり、義務である。

終わりに繰り返したい。ロシア軍は即時軍事行動を停止、撤退しなければならない。

(今日も“市民虐殺”が伝えられる中で記す。)

つくば、2022年4月6日 高松邦夫

### 脚註

註1. 国連憲章51条は「…、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間…」と規定する。

註2. 素粒子物理学を専門とされた豊田利幸氏の著作から抑止論について学んだ。記して感謝する。豊田利幸「核戦略批判」岩波新書568(1965)、及び、同「雑誌世界『核抑止協議を超えるために』特集平和の構想」1985年2月号 35-55頁、他が大変参考になった。

註3. (米務省「核戦略見直し報告書2022(NPR2022)概要版(3月29日)。ロシアの軍事進攻について

---

## 「さよなら原発！ 守ろう憲法！」昼休み集会開かれる

福島原発事故から11年目の3月11日、表記集会がつくばセンター広場で90人の参加を得て開かれ、東海第2原発の廃炉と9条改憲阻止を訴えた。集会では、元東海村長の村上達也氏と9条の会つくば共同代表の石上俊雄さんが報告した。集会はロシアのウクライナ侵略に抗議する声明も採択し、声明はロシア大使館に、会場で集めたウクライナ支援募金23,609円はユニセフなどに送付された。(報告 山本千秋)



事務局より

ニュースへの原稿を随時募集しています。

- ・憲法9条などへの思いなど
- ・平和運動の体験など
- ・憲法や平和などの川柳など

9条の会ニュースの配布は、メールアドレスを登録されている方には、電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

本会では「安倍9条改憲 NO! 憲法を生かす全国統一署名」をお願いしています。

これまでの賛同者数 851名 (2022年4月現在)

会へのお問い合わせは

安田公三：TEL/FAX：029-847-3884、

手島昌己：e-mail: [amx01837@mail2.accsnet.ne.jp](mailto:amx01837@mail2.accsnet.ne.jp)

【2022年憲法フェスティバルへのお誘い】

主催：憲法フェスティバル実行委員会

～憲法は希望と平和の羅針盤～

「憲法フェスティバル」は、今年も、昨年に引き続き、コロナ対策を十分に行いながら、5月3日に屋内で開催します。記念講演は、菅首相が学術会議の任命を拒否した6名の学者の一人である岡田正則・早稲田大学大学院法務研究科教授です。あわせて、今年も、「新聞意見広告」を、憲法記念日の朝日新聞朝刊茨城版に1面全面大で掲載する予定です。

今、ロシアによるウクライナへの侵略に世界が衝撃を受けています。いかなる理由があっても、武力で他国を侵略し、屈伏させることなど許されるものではありません(ウクライナ出身、カテリーナさんの特別出演が決定しました)。

他方、この機に乗じて、安倍元首相や維新の会が「核共有」論を唱え、「憲法九条は無効だ」などという議論もあります。しかし、ウクライナ侵略は、決して憲法9条の価値を損なわせるものではなく、むしろ憲法9条の価値を裏付けるものです。

第二次大戦の痛苦の経験をかまえて、国際社会は、戦争を違法なものとして、国際紛争を武力によらずに解決する枠組みを作り上げてきました。憲法9条はその流れの先進的なものです。ロシアの暴走を抑えるのは最終的には外交とロシア内外の世論の力が鍵となります。

また、多くの戦争は権力者の横暴によって引き起こされてきました。ウクライナ侵略も同様です。憲法前文と憲法9条は、いかなる権力者に対しても、侵略戦争を許さず、徹底した平和外交と平和のための諸政策を展開することを義務づけるものです。

私たちは、今こそ、憲法前文と憲法9条の持つ価値を確信し、徹底した平和外交による安全保障の重要性を訴えていくべきではないでしょうか。

「日本国憲法は、希望と平和の羅針盤」—こんな時代だからこそ、日本国憲法が指し示す平和な未来へ向かって踏み出しましょう。

# 憲法フェスティバル

【ステージ企画】

オープニング

ギターとヴァイオリンのデュオ

ギター：稗田隼人 ヴァイオリン：内山恭子



記念講演

岡田正則氏(早稲田大学教授)

憲法と学術と平和

～学術会議任命拒否問題から見えるもの～

【ロビー企画】

- 憲法川柳展
- 憲法絵手紙展
- 沖縄物産店
- 原爆パネル展

【連帯企画】

沖縄からのメッセージ

★憲法川柳 & 9条絵手紙募集中

〆切は4月20日必着！

5月3日(火/祝)

12:30 開場  
13:30 開会 入場無料  
16:00 閉会

会場:つくば国際会議場

(住所:つくば市竹園 2-20-3)

主催:憲法フェスティバル実行委員会

ウクライナの民族楽器バンドウラ奏者・歌手

2022年 憲法フェスティバル

カテリーナさん 特別出演決定!

カテリーナ Katerina  
【プロフィール】  
ウクライナ・プロビヤチ(チェルノブイリ)出身から2.5歳、5歳、10歳、15歳、20歳と、チェルノブイリ原発事故に被災し、一家は町から強制移住させられる。  
5歳の時にチェルノブイリ原発で被災した子供たちで構成された音楽団「チェルノブイリ」に入団後、海外公演に参加。  
日本にも何度かコンサートに招聘され、その時に日本の賞賛に感動し、17歳の時に音楽活動の拠点を東京に移す。  
2011年、東京大学大学院より修士号取得。その後、2度目の原発事故に遭遇。母から帰国を勧められるも日本にとどまることを決め、以後各地で演奏コンサートなどを行う。  
現在、日本に2人しかいないバンドウラ奏者の1人として、国内外のさまざまなコンサートで公演活動中。  
ロシアのウクライナ侵略後、母はポーランドの避難所に居るが、2人の間はキエフに残っている。  
【メディアにも多数出演】